

平成28年4月から

障害者差別解消法

が施行されます

障害のある人は、日常生活でさまざまな不便さを感じています。また、障害のあることで、障害のない人と不当に違う扱いを受けるなど、差別を受けている場合もあります。障害のある人もない人も、分けへだてられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会をつくることを目指して平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されます。

災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

会議に呼ばれたので、分かりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。

例えばこんなことがありますか？

店に入ろうとしたら、車いすを利用してることが理由で断られた。



アパート契約をするとき、「私には障害があります」と伝え、そのことを理由に貸してくれなかった。



この法律では、これらは全て差別になります。

「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

この法律では、国や市町などの行政機関・会社・店舗などの民間事業者に対して、障害のある人への「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

※対象となる障害者は、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害などで、日常生活や社会生活が困難になっている人です。（障害者手帳を持っていない方も含む）

「不当な差別的取り扱い」とは

障害のある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるなど、障害のない人と違う扱いをすること。

※正当な理由がある場合は、「不当な差別的取り扱い」になりませんが、その理由を説明し、理解を得られるように努めなければなりません。

「合理的配慮」とは

障害のある人が困っている時に、その人の障害に合った工夫ややり方を求められた場合、それに応じること。

例えば、聴覚障害者に対して、筆談や手話で対応する▼車椅子の方に対してスロープを設置したり、移動を手助けしたりする▼知的障害がある方に対して、文書の漢字にふりがなを付ける、分かりやすい言葉で書く▼弱視の方に対して文字を大きくする▼書類を読み上げな



一般社団法人 備北地域生活支援協会 備北障害者就業・生活支援センター
障害者自立支援員 松本由紀さん

私たちは、障害のある人の“働く”を支援しています。働くことに限らず、ほんの少しの配慮や支援で障害者が抱えている生活のしづらさは減少します。この機会に地域に暮らす障害者への理解がさらに進み、障害の有無に関わらず誰もが社会参加しやすいまちになればと思います。

から説明するーなど。

不当な差別的取り扱いをすることは、行政機関も民間事業者も禁止されています。

合理的配慮は、行政機関は必ずしなければなりません。民間事業者は、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになります。

ただし、「合理的配慮」のために、例えばお金がかかりすぎるなど実現が困難な場合もあります。その場合は、他の工夫ややり方を考えることになります。

ちょっとした配慮で助かる人がいます。困っている方がいれば、声をかけることができます。まちなみをつくりましょう。

●問い合わせ

社会福祉課障害者福祉係
0824-73-1210

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
障害者施策担当
03-5253-2111